

令和 8 年度富士宮市地域防災訓練実施要領

1 訓練目的等

富士宮市地域防災訓練は、「地域の特性に応じた防災体制の確立」と「市民の防災意識の高揚による減災の実現」を目的として実施する。今年度は、南海トラフ地震等の大規模地震への対応、避難先における感染症防止に留意した避難所等運営の確認など、自分と家族の命は自ら守る「自助」、皆で助け合う「共助」を実践することで、地域防災力の一層の向上を図る。

2 訓練日時（重点日）

令和 8 年 12 月 6 日（日）「地域防災の日」 午前 9 時から正午まで

※ 自主防災会の判断で任意の日を設定してもよい。

3 訓練想定

駿河トラフから南海トラフを震源域とする大規模地震が突然発生し、市内で震度 6 強を観測、市内全域に大きな被害が発生

4 実施主体

自主防災会

5 重点項目等

家庭や自主防災組織、学校、事業所等における自助・共助の防災力を高めるために、本年度積極的な実施を推奨する項目を重点項目とする。

(1) 自助の推進

【住居】・家具類の固定、住宅の耐震化の確認

・火災防止対策の確認（感震ブレーカー、住宅用火災警報器等の備え）

【備蓄】家庭内の 7 日分の生活物資の備蓄（ローリングストック法を含む）、携帯トイレの備蓄

【確認】・ハザードマップで自分のいる場所の災害リスクを確認（総合防災アプリ「静岡県防災」を活用）

・わたしの避難計画の作成

・フェーズフリーの考えを意識した取り組みの確認

・防災情報（「南海トラフ地震臨時情報」、「防災気象情報」）の地域住民への周知

・電気・ガス・水道・電話・交通機関等の被害の発生を想定した備えの確認

【点検】避難場所、避難経路、避難所要時間の確認（総合防災アプリ「静岡県防災」を活用）

(2) 共助の実践

【体制】自主防災組織体制の確認（地域内の連絡体制、自主防災組織本部体制の強化、自主防災組織の運営に女性の意見を反映等）

【支援】・避難行動要支援者の所在の把握と支援方法の確認

・孤立が予想される地域における対応（住民主体のヘリポート開設訓練、通信手段の確認、給水訓練や炊き出し訓練等）

【運営】・男女双方及び外国人の視点を取り入れた避難所運営訓練の実施

・感染症対策や衛生環境改善を踏まえた避難所運営訓練の実施

【訓練】若年世代や外国人の地域防災活動への参加（防災倉庫の資機材等の点検及び操作方法の習熟を含む。）

6 訓練内容

訓練を企画するに当たっては、資料 2「令和 8 年度富士宮市地域防災訓練 訓練事例一覧（案）」を参照すること。

7 訓練中止等の決定

異常気象等に対しては、住民の安全確保を最優先として適切な状況判断により対応することとするが、原則として次の中止基準のとおりとする。

なお、訓練を中止する必要がある場合は、同報無線で周知徹底を図る。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合
- (2) 市内で震度 4 以上の地震が発生した場合
- (3) 気象警報及び特別警報が発表された場合
- (4) 富士山の火山活動に異常が認められる場合
- (5) その他、中止することが必要であると判断される事象が生じた場合

令和 8 年度富士宮市地域防災訓練に係る連絡事項・注意事項等

【令和 8 年度富士宮市地域防災訓練実施計画シナリオ】

日時：令和 8 年 12 月 6 日（日）

時刻	内容	被害想定等	備考
9:00	地震発生	市内で最大震度 6 強を観測	同報無線あり (サイレンあり) (市長から挨拶)
〃	訓練開始 ・各地区で計画した訓練内容を実施	大規模地震のため、市内で家屋の倒壊、道路の損壊、橋梁の落下等の被害あり。 負傷者も多数。 ライフライン全般が途絶えている状況。	
12:00	訓練終了		同報無線あり

【市の備蓄食料の配布について】

令和 8 年度富士宮市地域防災訓練の実施に当たり、市で備蓄している食料（アルファ化米）を自主防災会に配布いたします。

○申込方法：配布を希望する場合は、「令和 8 年度富士宮市地域防災訓練 計画書」に希望数をご記入ください。

○配布方法：配布時期については、計画書に記載の代表者様宛に危機管理局から順次ご連絡いたします。

連絡が来てから、危機管理局に受け取りに来ていただきますようお願いいたします。

〔注意事項〕

- ・配布する食料は、賞味期限が間近なものとなりますので、予めご了承ください。
※今回配布するものは、賞味期限が「令和 9 年 4 月」までのものです。
- ・味の指定はできませんのでご了承ください。
- ・**1 箱 50 食入りで、箱単位でのお渡し**となります。
- ・数に限りがあるため、希望数をお渡しできない可能性があります。ご了承ください。

【訓練等における男女の役割について】

自主防災活動には、女性の視点を取り入れることも重要です。可能な限り、計画の段階から女性の意見を取り入れたり、役割に女性を登用するなどの工夫をお願いします。各地区の防災訓練におきましては、男女問わず参画できるような訓練の実施についてご協力をお願いします。

【富士宮市地域防災訓練に関する児童・生徒等の受入体制について】

令和８年度富士宮市地域防災訓練の実施に当たり、小・中学生及び高校生等が自主防災会の行う訓練に参加できるようにするため、自主防災会は受入体制についての配慮をお願いいたします。

１ 小・中学生及び高校生が参加しやすい訓練を計画

「令和８年度富士宮市地域防災訓練 訓練事例一覧」を参考として、小・中学生及び高校生等が参加しやすい訓練計画を策定する。

２ 世帯台帳による児童・生徒等の把握

自主防災会は、学校の協力をいただき、あらかじめ訓練参加の対象児童・生徒等を把握し、事前に児童・生徒等の参加を呼び掛ける。

３ その他自主防災会が留意すること

- (1) 自主防災会として小・中学生及び高校生等の受け入れの役割と広報。
- (2) 訓練項目について、児童・生徒等が実践できるような訓練の進行に配慮する。
- (3) 初期消火訓練のうち、可搬ポンプのホースの取り扱いや消火器の取り扱いなどについては、児童・生徒等がケガ等をしないよう介助者を配置するなど安全管理に配慮する。
- (4) 各訓練項目には、児童・生徒等が技術を体得しやすいよう、指導責任者を配置する。
- (5) 訓練の実施に先立って、地域の自主防災活動における各訓練項目の意義、必要性を生徒に対して説明する。

４ 訓練中の負傷等の補償に関すること

児童・生徒等が訓練の実施によってケガ等の事故を起こさないよう、各自主防災会は児童・生徒等に対して、訓練行動は落ち着いて無理をしないように、事前に注意し、指導の徹底を図るものとする。

万が一、児童・生徒等がケガ等をした場合は、市民活動災害補償制度によりそれぞれ救済されますので、危機管理局までご連絡ください。

【富士宮市防災指導員について】

市では、自主防災組織等へのきめ細やかな助言や、情報提供等をとおして市民の防災意識の高揚を図り、地域防災力を強化するため、富士宮市防災指導員を配置しています。防災訓練時の講話や助言指導など、内容により派遣可能ですので、防災指導員の派遣を希望する場合は、お早めに危機管理局までご連絡ください。

【可搬ポンプ使用に関する注意事項】

〔運用上の注意〕

1 燃料及びオイルの補給（2サイクルの場合）に気を付けてください。

- ・ガソリンは3ヶ月に1回使い切るか交換してください。
- ・燃料コックカップに水やゴミが溜まっていたら清掃してください。
- ・2サイクルの場合は、オイルの補給を忘れずにしてください。（分離給油方式）

2 使用後は、必ず燃料コックを閉めてください。

- ・開いたまま移動すると、燃料が漏れることがあります。
- ・同時にキャブレターのフロート室の燃料を抜いてください。
- ・フロート室に燃料が残っていると、燃料の劣化につながり、始動不良の原因になることがあります。

3 放水運転後、排水を心掛けてください。

- ・排水が不十分ですと、凍結による破損や腐食の恐れがあります。
- ・泥水等を使用した場合は、清水を通水しポンプ内を清掃してください。そのとき、真空ポンプも作動させてください。

4 月に1度、5～10分程度の放水運転を高速で行ってください。

- ・シリンダー及びマフラー内のタール除去のため、白煙が薄くなるまで運転してください。

〔運転上の注意〕

1 暖気運転直後の再始動は、スロットルを低速の位置で行ってください。

（オートチョーク付キャブレターの場合に限る）

- ・エンジンが温まった場合、オートチョークの作動により、燃料過多になり始動できなくなる恐れがあります。10分以上停止後は初回始動と同様に始動させてください。

2 空運転の繰り返しや長時間（1～2分）の空運転はしないでください。

- ・燃料過多になり、再始動不良の恐れがあります。この場合、燃料コックを一旦閉じて始動操作をし、始動燃料コックを開けてください。（多くの可搬式ポンプは、揚水した水でエンジンを冷やす仕組みになっています。）

3 真空ポンプの作動は30秒以内としてください。

- ・真空ポンプ焼きつき防止のため。

【防火水槽・消火栓を使用する場合の注意事項】

使用の際は、適切な使用及び使用後の片づけ等に御協力をお願いします。

1 使用水量は、必要最少限にとどめてください。

2 防火水槽は、使用後必ず満水にしておいてください。

3 防火水槽を使用する場合は、「富士宮市地域防災訓練計画書」に、使用する防火水槽・消火栓の場所等を記入してください。

【その他注意項目】

○総合防災訓練（8 月最終日曜日）と地域防災訓練（12 月第 1 日曜日）を含む前後 1 週間は、訓練等業務が集中する時期であることから、出前講座等による危機管理局職員の派遣はできません。

これらの時期に出前講座を希望される場合などは、実施時期をずらすなどの対応をお願いするとともに、早めに危機管理局までご連絡をお願いします。